

証券コード 4547  
2022年6月2日

株 主 各 位

長野県松本市芳野19番48号  
**キッセイ薬品工業株式会社**  
代表取締役会長 神澤陸雄

## 第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合、特に、ご高齢の株主様、基礎疾患をお持ちの株主様、又は、妊娠中の株主様などにおかれましては、株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権をご行使いただくことを強く推奨申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2022年6月22日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

本招集ご通知4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年6月22日（水曜日）午後5時20分までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 長野県松本市芳野19番48号 当社本社会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第77期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第77期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査役1名選任の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

以上

---

### 《新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ》

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本年の株主総会の開催方針を以下のとおりといたしたいと存じます。株主の皆様の安全のため、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

- ・感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日にご来場なさらずに、書面又はインターネットにより議決権をご行使いただくことを強く推奨申し上げます。
- ・感染による影響が大きいとされるご高齢の株主様、基礎疾患をお持ちの株主様、又は、妊娠中の株主様は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクをご着用いただき、会場設置のアルコール消毒にご協力をお願い申し上げます。
- ・株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・株主総会開催日時点の状況により、受付前にて検温を実施し、発熱を確認された株主様にはご入場をお断りする場合がございます。また、体調不良とお見受けした株主様に運営スタッフがお声がけし、ご退出をお願いする場合がございます。
- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kissei.co.jp/>）より、発信情報をご確認いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kissei.co.jp/>）に掲載させていただきます。

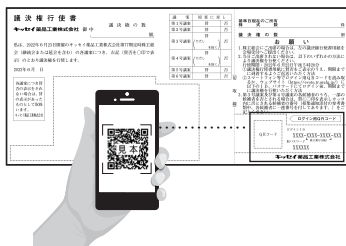


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

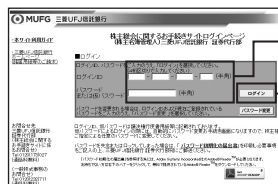
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

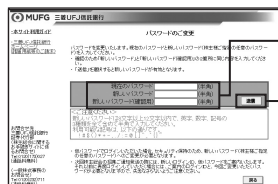
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

当社は、将来にわたる経営基盤の確保に留意しながら安定的な配当を継続することを基本としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当期における1株当たり配当金は中間配当金28円と合わせて56円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金28円といたしたいと存じます。

その配当総額は1,291,243,296円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

（ご参考）

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主の皆様に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主の皆様に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では、次回（2023年6月）の株主総会から電子提供制度が適用される予定です。

## 電子提供制度のイメージ



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>1. <u>定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお、効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日の何れか遅い日後に、これを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員14名は、本総会終結のときをもって任期満了となります。取締役会の実効性向上による監督機能の強化を図り中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、社内取締役3名減員、社外取締役1名増員により、合計で取締役を2名減員とし、取締役12名の選任をお願いするものであります。本議案が原案通り承認された場合は、当社の取締役の3分の1が社外取締役となります。

なお、候補者は指名・報酬審議委員会が候補者案を審議し取締役会に対して推薦し、取締役会が指名しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	かんざわむつお 神澤陸雄 (1949年10月13日生)	1976年4月 当社入社 1982年6月 当社取締役企画室長 1984年6月 当社常務取締役企画室長 1987年6月 当社専務取締役企画室長 1989年4月 当社専務取締役経営企画本部長 1992年6月 当社代表取締役社長 2014年6月 当社代表取締役会長兼CEO (最高経営責任者) 現在に至る (重要な兼職の状況) 公益財団法人神澤医学研究振興財団理事長	1,542,190株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は取締役にな就任し40年の任務を通じて、当社の事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を有しています。また、1992年から22年間当社の代表取締役社長、2014年より代表取締役会長兼CEO (最高経営責任者) として経営全般を適切に統括していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	たけ はな やす お 竹花泰雄 (1960年10月7日生)	1984年4月 当社入社 2007年6月 当社研究本部研究企画部長 2008年6月 当社研究本部創薬研究部長 2010年6月 当社研究本部理事創薬研究部長 2012年6月 当社取締役研究本部研究企画部長 2016年6月 当社常務取締役経営企画部長 2020年6月 当社常務取締役 現在に至る	13,864株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は研究部門を経て、2012年に取締役に就任、研究部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2016年に常務取締役経営企画部長、2020年より常務取締役として、主に経営企画及び研究の管理・監督機能を担ってまいりましたことから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
3	ふく しま けい じ 福島敬二 (1956年1月13日生)	1979年4月 当社入社 2011年10月 当社医薬営業本部理事流通推進部長 2012年6月 当社取締役医薬営業本部流通推進部長 2012年10月 当社取締役医薬営業本部医薬推進部長兼流通推進部長 2014年6月 当社常務取締役医薬営業本部長 2020年6月 当社専務取締役 現在に至る	9,300株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は医薬営業部門を経て、2012年に取締役に就任、2014年に常務取締役、2020年より専務取締役として、主に営業・マーケティングの管理・監督機能を担ってまいりましたことから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
4	たか やま てつ 高山哲 (1961年9月18日生)	1985年4月 当社入社 2007年10月 当社人事部担当部長 2010年6月 当社人事部長 2014年6月 当社取締役人事部長 2020年6月 当社常務取締役人事部長 現在に至る	13,336株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は人事部門を経て、2014年に取締役に就任、2020年から常務取締役として、主に人事・労務の管理・監督機能を担ってまいりましたことから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	きた はら たか ひで 北原孝秀 (1962年3月9日生)	1986年4月 当社入社 2012年6月 当社財務管理部長 2016年6月 当社理事財務管理部長 2018年6月 当社取締役財務管理部長 現在に至る	7,331株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は財務管理部門を経て、2018年に取締役に就任、主に財務の管理・監督機能を担ってまいりましたことから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
6	ふり はた よし お 降旗喜男 (1962年1月12日生)	1984年4月 当社入社 2000年10月 キッセイファーマ・ヨーロッパ株式会社 (出向) 代表取締役社長 2008年6月 当社取締役事業開発部長 2010年6月 当社取締役経営企画部長 2012年6月 当社取締役開発本部長 2016年6月 当社常務取締役開発本部長 2018年6月 当社代表取締役社長兼COO (最高執行責任者) 現在に至る	11,800株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は開発部門等を経て、2008年に取締役に就任、事業開発、経営企画及び開発部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2018年より代表取締役社長兼COO (最高執行責任者) として経営全般を適切に統括していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
7	の あけ ひろ し 野明浩史 (1964年5月15日生)  新任	1987年4月 当社入社 2014年7月 当社医薬営業本部医薬企画部担当部長 2016年6月 当社医薬営業本部関越支店長 2018年6月 当社医薬営業本部医薬企画部長 2020年10月 当社医薬営業本部理事医薬企画部長 現在に至る	0株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は当社入社以来長年、医薬営業部門に属し、当社事業活動に関し豊富な経験と高度な知識を有しておりますことから当社取締役として適任であると判断し、新任の取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
8	みやざわ けいじ 宮澤 敬治 (1967年4月14日生) 新任	1993年4月 当社入社 2017年10月 当社事業開発部担当部長 2018年4月 当社研究本部研究統括部担当部長 2021年9月 当社研究本部研究統括部長 現在に至る	0株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は当社入社以来長年、研究部門に属し、当社事業活動に関し豊富な経験と高度な知識を有しておりますことから当社取締役として適任であると判断し、新任の取締役候補者としております。			
9	し みづ しげ たか 清水 重孝 (1949年6月30日生) 社外 独立	1972年4月 株式会社八十二銀行入行 2007年6月 同行常務取締役 2011年6月 同行退任 2011年6月 八十二リース株式会社代表取締役社長兼 八十二オートリース株式会社代表取締役社長 2013年6月 同社退任 2013年6月 八十二証券株式会社社外監査役 2014年6月 当社社外取締役 2015年6月 八十二証券株式会社退任 2016年6月 日穀製粉株式会社社外監査役 2020年6月 同社退任 現在に至る	2,900株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 同氏は略歴のとおり、金融機関での豊富な知識と会社経営者としての経験、高い知見を有しており、社外取締役として、当社の経営全般に対し客観的な視点で指摘及び助言をいただき、当社のガバナンス強化の役割を果たしていただいております。上記の役割を引き続き果たしていただくことを期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
10	<p>のむらみのる 野村 稔 (1946年10月24日生)</p> <p>社外 独立</p>	<p>1969年 3月 野村工業株式会社入社 1989年 7月 同社代表取締役社長 1989年12月 株式会社エスエヌ精機代表取締役社長 1995年11月 株式会社コスモ精工社外取締役 1998年 8月 台湾野村股份有限公司董事長 2004年 2月 株式会社長野日報社社外取締役 2004年 4月 株式会社世界最速試作センター社外取締役 2005年 6月 野村工業株式会社と株式会社エスエヌ精機が 合併し、社名変更 野村ユニソン株式会社代表 取締役社長 2008年 8月 ドメーヌ・ドゥ・ラ・セネシャリエール社 (フランス) 代表取締役社長 2016年 6月 当社社外取締役 2021年 8月 野村ユニソン株式会社代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 野村ユニソン株式会社代表取締役会長</p>	3,400株
	<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 同氏は略歴のとおり、長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と高い知見を有しており、社外取締役として、当社の経営全般に対し客観的な視点で指摘及び助言をいただき、当社のガバナンス強化の役割を果たしていただいております。上記の役割を引き続き果たしていただくことを期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p>		
11	<p>うちかわさゆり 内川 小百合 (1950年11月7日生)</p> <p>社外 独立</p>	<p>1973年 4月 丸の内タイピスト学校(現丸の内ビジネス専門学校) 入職 1996年 4月 丸の内ビジネス専門学校校長 2012年 4月 丸の内ビジネス専門学校校長兼設置者 2013年 6月 株式会社長野銀行社外取締役 2018年 1月 学校法人秋桜会理事長 2020年 6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 学校法人秋桜会理事長 丸の内ビジネス専門学校校長 株式会社長野銀行社外取締役</p>	800株
	<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 同氏は略歴のとおり、長年教育に関わりながら、学校法人経営者としての組織開発及び人材育成に関する豊富な経験と高い知見を有しており、社外取締役として、当社の経営全般に対し多様な価値観及び客観的な視点で指摘及び助言をいただき、当社のガバナンス強化の役割を果たしていただいております。上記の役割を引き続き果たしていただくことを期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。 なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
12	<p style="text-align: center;">おお　つき　よし　のり 大月良則 (1960年7月21日生)</p> <p style="text-align: center;">新任 社外 独立</p>	<p>1984年4月 長野県庁入庁 2003年10月 同庁社会部障害福祉課長 2010年9月 同庁総務部秘書課企画幹兼課長補佐(知事政策担当秘書) 2014年9月 同庁総務部秘書課長 2016年4月 同庁県民文化部国際担当部長 2018年9月 同庁健康福祉部長 2019年12月 同庁退職 2020年4月 厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センター地域連携推進部長 2021年3月 同職退任 2021年4月 株式会社国際社会健全育成学会専務 公益財団法人日本国際連合協会長野県本部理事 2021年7月 学校法人長野日本大学学園理事 2022年1月 社会福祉法人敬老園評議員・監事 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社国際社会健全育成学会専務 公益財団法人日本国際連合協会長野県本部理事 学校法人長野日本大学学園理事</p>	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 同氏は略歴のとおり、長年地方行政に関わりながら、特に福祉・医療、経済・国際交流の豊富な経験と高い知見を有しており、社外取締役として、当社の経営全般に対し客観的な視点で指摘及び助言をいただくとともに、当社のガバナンス強化の役割を果たしていただくことを期待しております。以上のことから、当社社外取締役として適任であると判断し、新任の社外取締役候補者としております。 なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項の内容
- ①候補者清水重孝氏、候補者野村稔氏、候補者内川小百合氏及び候補者大月良則氏は、社外取締役候補者であります。
  - ②候補者清水重孝氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結のときをもって8年であります。
  - ③候補者野村稔氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結のときをもって6年であります。
  - ④候補者内川小百合氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結のときをもって2年であります。
3. 候補者清水重孝氏、候補者野村稔氏及び候補者内川小百合氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は当社定款第29条及び会社法第427条第1項の規定により各氏との間で、法令に定める要件に該当する場合には会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。また、候補者大月良則氏の選任が承認された場合には、同契約を締結する予定であります。
4. 候補者清水重孝氏、候補者野村稔氏、候補者内川小百合氏及び候補者大月良則氏は、東京証券取引所

の定めに基づく独立役員要件を満たしております。当社は、候補者清水重孝氏、候補者野村稔氏及び候補者内川小百合氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、候補者大月良則氏の選任が承認された場合には、同取引所の定める独立役員となる予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある実害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役伊佐治正幸氏は、本総会終結のときをもって任期満了となり、また、監査役米窪真人氏は、本総会終結のときをもって辞任により退任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、候補者は指名・報酬審議委員会が候補者案を審議し取締役会に対して推薦し、取締役会が指名しており、また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	い さ じ ま さ ゆ き 伊佐治 正 幸 (1954年9月21日生)	1980年4月 当社入社 2010年6月 当社取締役研究本部研究企画部長 2012年6月 当社常務取締役経営企画部長 2014年6月 当社常務取締役研究本部長 2016年6月 当社常務取締役 2018年6月 当社常勤監査役 現在に至る	10,200株
【監査役候補者とした理由】 同氏は研究部門を経て、2010年に取締役に就任、2012年に常務取締役、2018年に常勤監査役に就任、企業経営に関する豊富な経験と高度な知識に基づく監査を適切に行っており、今後も当社監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査役候補者としております。			
2	き く ち し ん じ 菊池 伸 次 (1961年5月30日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1988年4月 当社入社 2011年10月 当社研究本部創薬研究部創薬第一研究所長 2012年6月 当社研究本部創薬研究部長 2016年6月 当社取締役研究本部長 現在に至る	7,000株
【監査役候補者とした理由】 同氏は研究部門を経て、2016年に取締役に就任、研究を中心に経営全般の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、企業経営に関する豊富な経験と高度な知識を有しており、当社監査役として適任であると判断し、新任の監査役候補者としております。			

- (注) 1. 両監査役候補者と、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある実害を当該保険契約により填補することとしております。各監査役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 補欠の監査役1名選任の件

本総会開始のときをもって、2020年6月26日開催の第75期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査役久保田明雄氏の選任の効力が失効となりますので、社外監査役中川寛道氏及び社外監査役岩淵道男氏両氏の補欠として、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者は指名・報酬審議委員会が候補者案を審議し取締役会に対して推薦し、取締役会が指名しており、また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
くぼた あき お <b>久保田 明雄</b> (1966年2月18日生) 社外 独立	1998年4月 弁護士登録 1998年4月 宮澤法律事務所入所 2001年3月 同事務所退所 2001年4月 久保田法律事務所入所 (パートナー弁護士) 2021年4月 長野県弁護士会会長 2022年3月 同会会長退任 現在に至る (重要な兼職の状況) 久保田法律事務所弁護士	0株
<b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b> 同氏は略歴のとおり、弁護士の資格を有しており、その法律知識や経験から監査を遂行することができるとの判断から、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役候補者としております。 なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。		

- (注) 1. 同氏と、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 補欠の社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項の内容  
候補者久保田明雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同氏が社外監査役に就任された場合には、当社は当社定款第39条及び会社法第427条第1項の規定により同氏との間で、法令に定める要件に該当する場合には会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。当社は、同氏が社外監査役に就任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある実害を当該保険契約により填補することとしております。同氏が社外監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



## <ご参考> 本総会後の取締役及び監査役のスキルマトリックス（予定）

当社の取締役会がその意思決定及び業務執行状況の監督機関としての機能を発揮するために、当社の経営理念及び経営ビジョンに照らして、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること、医療用医薬品事業を効率的に行うために、主たる業務の執行に秀でた人材で、かつ株主の付託に応えることのできる資質を備えていることを取締役を求める要件としております。以上を踏まえ、各取締役に対して以下の分野におけるスキルの発揮を期待しており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保できているものと考えています。

	氏名	独立 社外	企業経営	グローバル	研究開発	販売・ マーケティング	財務会計	法務・ コンプライアンス	人事・ 人材開発	ESG・ サステナビリティ	資格など
取締役	神澤 陸雄		●	●			●	●	●	●	薬剤師
	竹花 泰雄		●	●	●			●		●	博士（薬学）・薬剤師
	福島 敬二		●			●		●	●	●	
	高山 哲		●					●	●	●	
	北原 孝秀		●				●	●		●	
	降旗 喜男		●	●	●			●		●	
	野明 浩史					●		●	●	●	
	宮澤 敬治			●	●			●		●	博士（薬学）・MBA・薬剤師
	清水 重孝	●	●	●			●	●		●	
	野村 稔	●	●	●			●	●		●	
	内川 小百合	●	●	●				●	●	●	博士（経営学）
大月 良則	●	●	●				●	●	●		
監査役	伊佐治 正幸		●		●		●	●		●	博士（薬学）・薬剤師
	菊池 伸次		●		●			●		●	博士（医学）・薬剤師
	中川 寛道	●	●					●	●	●	弁護士
	岩淵 道男	●	●	●			●	●		●	公認会計士・税理士

## 第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時の取締役14名（うち、社外取締役3名）及び監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額14,100,000円（うち、社外取締役に對し総額700,000円、監査役に對し総額1,950,000円）を支給いたしたいと存じます。

取締役の賞与につきましては、28頁～29頁に記載しております当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであり、相当なものであると判断しております。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役に對しましては取締役会に、監査役に對しましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍の影響に加え、緊迫を増すウクライナ情勢によって世界経済が混沌とする中、先行き不透明な状況で推移しました。

医薬品業界におきましては、薬価制度改革をはじめとする医療費抑制策の一環として、一昨年4月の薬価改定に続き、昨年4月にも薬価の中間年改定が実施されるなど、引き続き厳しい経営環境のもとに推移しております。また、情報サービス業界におきましてICT需要が高まっている一方、建設請負業界、物品販売業界におきましては設備投資への慎重な姿勢が継続し、また個人消費の持ち直しの動きにも足踏みが見られ、依然として厳しい競争環境下にありました。

このような情勢の中で、当連結会計年度の売上高は653億8千1百万円（前連結会計年度比5.3%減）、営業損失は14億2百万円、経常利益は5億6千2百万円（前連結会計年度比83.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は129億2千1百万円（前連結会計年度比144.5%増）となりました。

セグメントごとの業績につきましては、医薬品事業の売上高は541億4千7百万円（前連結会計年度比4.0%減）となりました。前連結会計年度に引き続き、コロナ禍において感染防止に十分配慮した上での医薬情報活動の中、過活動膀胱治療薬「ベオーバ錠」、男性における夜間多尿による夜間頻尿治療薬「ミニリンメルトOD錠25μg/50μg」、夜尿症・中枢性尿崩症治療薬「ミニリンメルトOD錠60μg/120μg/240μg」及び「デスモプレシン製剤」などの売上が増加しました一方、昨年4月に実施されました薬価改定の影響及び輸出売上が減少しましたことなどにより、減収となりました。

なお、株式会社三和化学研究所との間で日本国内におけるコ・プロモーション契約を締結いたしました二次性副甲状腺機能亢進症治療薬「ウパシタ静注透析用シリンジ」につきましては、昨年8月に同社より新発売となりました。また、昨年9月に製造販売承認を取得いたしました顕微鏡的多発血管炎・多発血管炎性肉芽腫症治療薬「タブネオスカプセル10mg」（一般名：アバコパン）は、薬価基準収載後の発売に向けて希少疾病領域のマーケティングを専門に担当するレアディジーズプロジェクトを中心に医薬情報活動を展開しております。

情報サービス事業の売上高は77億4千2百万円（前連結会計年度比8.8%減）、建設請負事業の売上高は29億4千8百万円（前連結会計年度比16.7%減）、物品販売事業の売上高は5億4千3百万円（前連結会計年度比10.9%減）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、従前の会計基準と比較して、医薬品事業の売上高は4億5千6百万円減少、情報サービス事業の売上高は9千6百万円増加、建設請負事業の売上高は5億1千7百万円増加、物品販売事業の売上高は3億6千3百万円減少しております。

利益面では、減収に加え、研究開発費を主とした販売費及び一般管理費の増加などにより、営業損失を計上し、経常利益は減益となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益の計上などにより増益となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、従前の会計処理と比較して、営業利益、経常利益はそれぞれ4億9百万円減少しております。

研究開発の状況につきましては、昨年5月にEAファーマ株式会社より承認申請が行われました、同社と共同開発を行っております潰瘍性大腸炎治療薬カロテグラストメチル（一般名、開発番号：AJM300）の製造販売承認を本年3月に取得いたしましたことから、薬価基準収載後に製品名「カログラ錠120mg」として販売を開始するための準備を進めております。また、塩野義製薬株式会社より技術導入いたしました脊髄小脳変性症治療薬ロバチレリン（一般名、開発番号：KPS-0373）につきましては昨年12月に、ライジェルファーマシューティカルズ社（アメリカ）より技術導入いたしました慢性特発性血小板減少性紫斑病治療薬ホスタマチニブ（一般名、開発番号：R788）につきましては本年4月に、それぞれ承認申請を行いました。

丸石製薬株式会社と共同開発を行っております透析患者におけるそう痒症治療薬ジフェリケファリン（一般名、開発番号：MR13A9）につきましては、国内第Ⅲ相臨床試験におきまして主要評価項目を達成しました。

海外におきましては、当社の創製品であります、子宮筋腫・子宮内膜症治療薬リンザゴリクス（一般名、開発番号：KLH-2109）につきまして、日本など一部のアジアを除く全世界における技術導出先でありますオブシーバ社（スイス）は、欧米での子宮筋腫を適応症として開発を進めています。欧州では2020年11月に欧州医薬品庁（EMA）に承認申請を行い、昨年12月にEMAの医薬品委員会（CHMP）より承認勧告が発出されましたが、その後追加照会を受け、本年4月に改めて承認勧告が採択されました。また、米国では昨年9月に食品医薬品局（FDA）に承認申請を行いました。

アジア地域では、リンザゴリクスにつきまして、昨年9月にバイオジェニユイン社（中国）に、中国における独占的な開発及び販売権を許諾いたしました。また、ホスタマチニブにつきましては、昨年6月には韓国における開発権及び販売権をJWファーマシューティカル社に、昨年8月には中国における開発権及び販売権をインマジンバイオフィーマシューティカルズ社（中国）に、それぞれ許諾いたしております。

## （2）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、14億8千8百万円でありました。その主なものは、生産設備の購入であります。

## （3）資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

## （4）対処すべき課題

2年間にわたる新型コロナウイルス感染症の流行は、全世界に甚大な被害を及ぼし、社会活動に大きな影響を与えております。また、ウクライナ情勢の緊迫化に伴い、世界経済の見通しは、一層の不透明感を増しております。このような状況下で、製薬産業を取り巻く環境は、構造的変革の渦中にあり、製薬企業には、希少疾病や新興感染症、治療薬のない難治性疾患の治療や、生活の質（Quality of life）の向上におけるイノベーションが求められております。一方、新薬の研究開発は高度化、困難化し、大きな投資を必要としており、研究開発リスクはますます増大しております。世界経済の先行きが極めて不透明な中、我が国においては、人口の少子高齢化に対応した社会保障制度の再構築が進められ、医療においては国民皆保険制度を維持するため、毎年の薬価改定をはじめとした薬価制度改革や、後発品使用促進策等の薬剤費抑制策が矢継ぎ早に実施されております。さらに、製薬企業のプロモーション活動は、2019年4月より適用された販売情報提供活動ガイドラインや、新型コロナウイルス感染症への対応など、新たな医薬品情報提供体制を迅速に構築する必要があります。

激変する経営環境において、当社が将来にわたって社会的使命を果たし、安定的に成長していくための第一義的課題は、医療ニーズに応じた特徴ある新薬を継続的に上市していくこと、新型コロナウイルス禍や国際情勢が緊迫化する中で、原材料を安定して調達し、製商品を提供できる体制を維持すること、そして、適切な情報提供活動により必要な患者さんに適正に処方される販売体制を構築することにあります。当社は、創薬研究開発型企業としての

持続的成長を成し遂げるため、2020年4月より中期5ヵ年経営計画「PEGASUS」をスタートさせ、以下の4つの課題に取り組んでおります。

①国内売上の拡大

新製品群の育成、製商品導入による製品ラインナップの更なる拡充、臨床開発後期ステージの開発プロジェクトの推進と、希少疾病領域における情報提供・販売体制の構築による円滑な市場導入を進め、国内医療用医薬品事業の売上を拡大します。また、ヘルスケア食品事業においては、高品質な製品を提供することによって収益を拡大します。

②海外収益基盤の強化

既存製品の海外収益を確保することに加え、リンザゴリクス（一般名、海外開発番号：OBE2109）によって新たな海外収益を獲得します。さらに、ライセンスアウトによる新たな海外収益基盤の構築を進めます。

③開発パイプラインの拡充

低分子にフォーカスした創薬研究を推進するとともに、領域戦略に合致したライセンスインにより、将来の安定成長を支える研究開発パイプラインを構築します。

④経営環境の変化に対応する経営基盤の強化

法令を遵守し、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じ、高品質な製商品の安定供給と生産性の向上に努めます。また、ステークホルダーとの良好な関係を維持するとともに、ガバナンス体制の更なる強化を図り、ESG/SDGs経営を推進します。

**(5) 財産及び損益の状況の推移**

区 分	期 別	第 74 期	第 75 期	第 76 期	第 77 期
		(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売 上 高		72,297百万円	63,234百万円	69,044百万円	65,381百万円
経 常 利 益		7,169百万円	2,429百万円	3,476百万円	562百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益		5,481百万円	2,817百万円	5,285百万円	12,921百万円
1株当たり当期純利益		117円33銭	60円31銭	113円25銭	280円20銭
純 資 産		182,707百万円	192,970百万円	219,953百万円	202,180百万円
総 資 産		213,522百万円	231,794百万円	268,861百万円	238,087百万円

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
キ ッ セ イ 商 事 株 式 会 社	50百万円	100.0%	資材の仕入・販売
キッセイコムテック株式会社	334百万円	83.0%	システム開発、情報処理
ハシバテクノス株式会社	45百万円	100.0%	建設請負、施設・設備管理

## (7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当グループは、医療用医薬品の製造販売を主な事業内容とし、さらに関連する資材の仕入・販売、システム開発、情報処理、建設請負、施設・設備管理、情報収集・開発支援及びその他サービス等の事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

当 社	キッセイ薬品工業株式会社	本社	長野県松本市	
		東京本社	東京都中央区	
		東京本社 (小石川)	東京都文京区	
		支店 (10ヵ所、支店の下に48営業所)	札幌市、仙台市、さいたま市、 東京都文京区、横浜市、松本市、 名古屋市、大阪市、広島市、 福岡市	
		工場	松本工場	長野県松本市
			塩尻工場	長野県塩尻市
		研究所	中央研究所	長野県安曇野市
			第二研究所	
			製剤研究所	
			上越化学研究所	新潟県上越市
ヘルスケア事業センター	長野県塩尻市			
子会社	キッセイ商事株式会社	本社	長野県松本市	
		製麺工場	長野県塩尻市	
	キッセイコムテック株式会社	本社	長野県松本市	
		東京事業所	東京都豊島区	
	ハシバテクノス株式会社	本社	長野県松本市	



**(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)**

## ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,828名 (182名)	35名減 (16名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

## ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,399名 (122名)	43名減 (12名増)	43.0歳	18.6年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

**(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)**

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	720百万円
株式会社八十二銀行	720百万円
株式会社長野銀行	190百万円

**(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 227,000,000株

(2) 発行済株式の総数 51,811,185株

(3) 株主数 3,986名

### (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,627千株	10.0%
第一生命保険株式会社	2,560千株	5.6%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,558千株	5.5%
株式会社八十二銀行	2,300千株	5.0%
有限会社カンザワ	1,678千株	3.6%
神 澤 陸 雄	1,542千株	3.3%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY	1,440千株	3.1%
キッセイグループ従業員持株会	1,312千株	2.8%
鍋 林 株 式 会 社	1,222千株	2.7%
株 式 会 社 長 野 銀 行	1,126千株	2.4%

(注) 当社は自己株式を5,695,353株保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。  
なお、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数を基準に算出しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	神 澤 陸 雄		公益財団法人神澤医学研究振興財団理事長
代表取締役社長	降 旗 喜 男		
取締役副社長	佐 藤 公 衛		
専務取締役	福 島 敬 二		
常務取締役	竹 花 泰 雄		
常務取締役	高 山 哲	人事部長	
取締役相談役	両 角 正 樹		
取 締 役	松 下 英 一	総務部長	
取 締 役	菊 池 伸 次	研究本部長	
取 締 役	相 良 純 徳	医薬営業本部長	
取 締 役	北 原 孝 秀	財務管理部長	
取 締 役	清 水 重 孝		
取 締 役	野 村 稔		野村ユニソン株式会社代表取締役会長
取 締 役	内 川 小百合		学校法人秋桜会理事長・丸の内ビジネス専門学校校長 株式会社社長野銀行社外取締役
常勤監査役	伊佐治 正 幸		
監 査 役	米 窪 眞 人		
監 査 役	中 川 寛 道		中川寛道法律事務所弁護士
監 査 役	岩 渕 道 男		岩渕道男公認会計士事務所公認会計士・税理士 株式会社竹内製作所社外取締役監査等委員 株式会社R&Cホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役清水重孝氏、取締役野村稔氏及び取締役内川小百合氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中川寛道氏及び監査役岩渕道男氏は、社外監査役であります。
3. 監査役米窪真人氏は、当社の財務管理に係る業務を経験しており、監査役岩渕道男氏は、公認会計士・税理士として、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役清水重孝氏、取締役野村稔氏及び取締役内川小百合氏並びに監査役中川寛道氏及び監査役岩渕道男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を契約しております。

### ①被保険者の範囲

当社及び当社の子会社のすべての取締役及び監査役

### ②保険契約の内容の概要

#### 1. 被保険者の実質的な保険料等負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### 2. 填補の対象となる保険事故の概要及び被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある実害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役の報酬等は、基本報酬と賞与で構成しており、個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、以下のとおりです。

取締役の基本報酬は、職位（役位）に取締役としての経験等を加味した額をもって設定しております。設定に際し、職位（役位）間における報酬額のバランスや会社業績等も考慮しております。

取締役の賞与は、当期の会社業績等を勘案した上で、毎年の定時株主総会に議案として提案し、ご承認いただいております。なお、取締役の個人別の支給額については、職位（役位）間における報酬額のバランスを考慮しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、取締役会が決定権限を有しております。社外取締役、代表取締役会長（CEO）及び代表取締役社長（COO）で構成する「指名・報酬審議委員会」は、上記方針と報酬等の額との整合性を含めた総合的な検討及び審議を経て、取締役の個人別の報酬等の額を取締役会に答申しております。取締役会は基本的にその答申を尊重して取締役の個人別の報酬等の額を決定していることから、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

## ②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報 酬 等 の 総 額	対象となる役員の員数
取 締 役 (うち、社外取締役)	341百万円 (18百万円)	14名 (3名)
監 査 役 (うち、社外監査役)	34百万円 (10百万円)	4名 (2名)
合 計	376百万円	18名

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社の取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬（役員賞与含む）のみとしております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第63期定時株主総会において月額50百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）とご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第50期定時株主総会において月額8百万円以内とご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
5. 支給人員及び支給額には、以下のものも含まれております。
- ・ 2022年6月23日開催の第77期定時株主総会において提案いたします役員賞与  
 取締役 14名 12百万円（うち、社外取締役 3名 0百万円）  
 監査役 4名 1百万円（うち、社外監査役 2名 0百万円）

## (4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役野村稔氏は、野村ユニソン株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 取締役内川小百合氏は、株式会社長野銀行の社外取締役であります。当社と同行の間には取引関係がありますが、社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。また、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役中川寛道氏は、中川寛道法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役岩渕道男氏は、岩渕道男公認会計士事務所の代表、株式会社竹内製作所の社外取締役監査等委員、株式会社R&Cホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況 並 び に 発 言 状 況 及 び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役	清 水 重 孝	当事業年度に開催の取締役会15回のすべてに出席し、金融機関での財務会計に関する豊富な知識と会社経営者としての経験と知見に基づき、当社の経営に関し客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っております。
取 締 役	野 村 稔	当事業年度に開催の取締役会15回のすべてに出席し、会社経営者としての企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に関し客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っております。
取 締 役	内 川 小百合	当事業年度に開催の取締役会15回のすべてに出席し、学校法人経営者としての組織開発及び人材育成に関する豊富な知識と教育業界での経験に基づき、当社の経営に関し多様な価値観及び客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っております。
監 査 役	中 川 寛 道	当事業年度に開催の取締役会15回のすべてに出席し、弁護士としての法律全般に関する豊富な知識及び専門的見地に基づき適宜指摘・発言等を行っております。また、当事業年度に開催の監査役会14回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	岩 渕 道 男	当事業年度に開催の取締役会15回のすべてに出席し、公認会計士・税理士としての財務会計に関する豊富な知識及び専門的見地に基づき、適宜指摘・発言等を行っております。また、当事業年度に開催の監査役会14回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## ③責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役3名、社外監査役2名との間で、それぞれ会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った結果、適正な監査を実施するために本監査報酬が妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システム整備の基本方針」について以下のとおり決定しております。

キッセイ薬品工業株式会社は、「純良医薬品を通じて社会に貢献する／会社構成員を通じて社会に奉仕する」という経営理念の下、役員及び従業員が総力を挙げて企業価値を向上させ持続的発展を目指すとともに、社会的責任を果たすことをここに宣言する。本基本方針は、会社法第362条第5項に基づき、当社の内部統制システムの体制整備のために取り組む活動の基本方針を定めるものである。

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するための体制

- ①キッセイ薬品行動憲章に則り、企業倫理・法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、取締役会はコンプライアンス担当取締役を指名し、コンプライアンス推進部門を統括せしめるとともに、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。
- ②取締役会は、取締役、監査役並びに従業員がコンプライアンス上の問題を発見したときの報告及び迅速かつ適切な情報の収集、確保を行い適切な対応がとれるよう連絡・相談制度を構築し、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は直ちに取締役会、監査役に報告されるよう体制の整備を行う。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会は、当社の取締役及び部門責任者の職務執行に係る情報の保存及び管理を適切に行う体制を整備する。また、法務担当取締役をして、文書管理規程を制定せしめ、これにより、必要な文書（磁氣的記録その他の記憶媒体を含むものとする。）を関連資料その他情報とともに、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- ②文書管理規程に定める文書について、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に遅滞なくその閲覧に供する。
- ③文書管理規程の制定及び改定をするときは、事前に監査役会の意見を求め、取締役会の承認決議を得るものとする。



### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、リスク管理規程その他の必要な社内規程を定め、業務執行に係るリスクの把握と管理を行う体制を整備する。
- ②リスクの適切な抽出、評価及び対応を期すことを目的として、会社のリスク及び危機管理を経営計画に対する個別のリスク、法的リスク及び危機管理、その他の危機管理の3つの領域に分けて適切な部門に管掌させる。また、当社は、取締役会の諮問機関としてこれら3部門の担当者を含むメンバーからなるリスク管理委員会を設置し、定期的によりリスク管理体制整備の進捗状況を監視するとともに、具体的な個別事案の検証を通じて全社的体制の妥当性に関する検証を行う。
- ③各部門責任者は、リスク管理規程に従い、予め具体的なリスクを想定・分離し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達とその対応体制を整備するとともに、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成を行う。また、新たに発生したリスクについては同規程に従い遅滞なくリスク管理委員会に報告し、適切に対処する。

### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社における一定基準以上のすべての事業は、その計画及び実施の段階において、取締役会又は関係する取締役及び部門責任者その他の機関により、定期的或いは随時に適正かつ十分な科学的根拠により検証され、必要な修正がなされなければならない。
- ②取締役の職務執行の効率性を高めるために、連携と牽制を意図して社内組織を構築し、社内規程の定めに基づく明確な業務分掌、職務権限及び意思決定ルールを設け、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
- ③取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な計画を策定し、各事業年度の半期毎に各部署が実施すべき合理的かつ具体的な目標並びに効率的な達成方法を定める。また、効率化を阻害する要因を排除するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。

## **(5) 企業集団における業務の適正を確保する体制**

- ① キッセイグループ行動憲章を定め、これに則り、グループ企業の取締役及び従業員が一体となって遵法意識の醸成を図る。
- ② 当社は取締役会において関係会社管理規程等を整備し、一定の事項について各関係会社の取締役会決議前に当社関係会社管理部門に承認を求め又は報告することを義務づけ、必要に応じ当社取締役会の事前の承認決議を得るものとする。また、当社における管理領域毎に、効率性向上のための施策を検討・実施する。
- ③ グループ全体の連絡・相談制度を設け、コンプライアンス上の問題に関する情報の収集、確保に努め、適切な対応がとれるようグループ全体のコンプライアンス体制を整備する。
- ④ 関係会社は、その業態やリスクの特性に応じた適切なリスクマネジメントを行い、当社は、関係会社のリスクマネジメント全般を掌握し、助言、指導等の必要な施策を実施する。
- ⑤ 関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、関係会社の業務分掌、職務権限及び意思決定に関する明確なルールを整備する。

## **(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 財務報告に係る内部統制構築・評価の基本方針書を定め、適切に運用することにより、グループ全体の財務報告の信頼性を確保する。

## **(7) 監査役の職務を補助すべき使用人にかかる体制とその独立性に関する事項**

- ① 監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役と協議の上、補助者として内部監査部門の従業員を充てる。
- ② 監査役より、監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関する限り取締役、内部監査部門の長らの指揮命令を受けない。
- ③ 補助者に任命された従業員の人事異動、人事考課、懲戒処分は、その内容につき、監査役会の事前の承認を得なければならない。

## (8) 当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人による監査役又は監査役会に対する報告のための体制、その他監査役監査の実効性確保のための体制

- ①当社並びに関係会社の取締役会は、監査役会に報告すべき事項を監査役と協議の上定め、当社各担当取締役、部門責任者又は関係会社の取締役等が報告をする。
- ②監査役会に対して、代表取締役と定期的に意見交換を行う機会を与えるほか、その要望に応じ、取締役及び従業員に対するヒアリングを実施する機会を与える。
- ③監査役会に対して、独自に弁護士及び公認会計士を活用し、監査業務に関する助言を受けられる機会を保障する。
- ④監査役又は監査役会へ報告を行った当社及び関係会社の取締役・従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- ⑤監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い速やかに行う。

## (9) 反社会的勢力を排除するための体制

- ①キッセイ薬品行動憲章に則り、反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除するための社内体制を整備する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般に関する事項

- ①当社は、「純良医薬品を通じて社会に貢献する／会社構成員を通じて社会に奉仕する」を経営理念として、当社の企業活動の基本を定めた「キッセイ薬品行動憲章」、さらには「キッセイ薬品内部統制基本方針」を制定し、全社員に周知徹底しております。
- ②最高執行責任者（COO）直轄の監査室が「内部監査規程」に則り、年度毎に作成する監査計画に基づき、各部門の業務活動の有効性・効率性及びコンプライアンス等の観点から内部監査を実施しております。
- ③財務報告に係る内部統制につきましては、金融商品取引法に基づき内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価しております。

## (2) コンプライアンス体制に関する事項

- ①コンプライアンス担当取締役の下、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置するとともに「コンプライアンス・プログラム」を展開し、コンプライアンス推進の適正化を図りました。なお、当社グループのコンプライアンス推進状況につきましては、2022年2月開催の取締役会において適正に実施されている旨の報告が行われました。
- ②各部門においてコンプライアンス推進責任者及び推進担当者を任命し、所轄部署のプログラムの推進、並びに所属員に対する啓発及び教育を実施しました。
- ③CSR推進室主導の下、「業務執行経営会議」をはじめとする各種会議体において、教育・研修を行い、コンプライアンスの啓発を推進しました。また、啓発の一環として、2021年8月にコンプライアンス状況の把握を目的に全社員を対象としたアンケートを実施しました。

## (3) 情報の保存及び管理に関する事項

- ①取締役の職務執行に関する文書の取扱いにつきましては、文書総括管理責任者（法務担当取締役）の下、「文書管理規程」に基づき必要な文書を適切かつ検索性の高い状態で保存・管理しました。なお、当社グループの文書管理状況につきましては、2022年2月開催の取締役会において適正に運用されている旨の報告が行われました。
- ②各部門において文書管理責任者及び文書管理担当者を任命し、所轄部署の文書管理を行いました。

## (4) リスク管理体制に関する事項

- ①リスク管理担当役員として、経営企画担当取締役、法務担当取締役、総務担当取締役をそれぞれ指名し、取締役会の諮問機関として「リスク管理委員会」を設置の上、当社グループにおいて発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制を整備し、その進捗状況を監視しました。なお、当社グループのリスク管理状況につきましては、2022年2月開催の取締役会において適正に運用されている旨の報告が行われました。
- ②各部門においてリスク管理責任者及びリスク管理担当者を任命し、所轄部署のリスク管理を行いました。

## (5) 取締役の効率的な職務執行に関する事項

- ①当社における取締役会は、経営の基本方針や経営上の重要な事項について意思決定する機関であるとともに、業務の執行状況を監督する機関であると位置付け、常に活発な議論を尽くし、意思決定の迅速化と経営の透明性の向上に努めております。なお、当事業年度において、取締役会は計15回開催されました。
- ②取締役会から委ねられた業務の執行に当たっては、経営体制をより強固なものとするとともに、機動力を高め経営力の一層の強化を図ることを目的に、最高経営責任者である代表取締役会長（CEO）が経営全般を統括し、最高執行責任者である代表取締役社長（COO）が事業全般の執行責任を担う体制としております。
- ③中期経営計画「PEGASUS」（2020年4月～2025年3月）及び年度経営計画（2021年4月～2022年3月）に基づき、進捗管理並びに業績管理を行いました。

## (6) 関係会社に関する事項

- ①「関係会社管理規程」に基づき、関係会社がその自主性を発揮し、事業の遂行と安定成長するための指導・管理を行いました。なお、関係会社各社の内部統制の整備・運用状況につきましては、2022年1月開催の各社取締役会及び同年2月開催の当社取締役会において適正に実施されている旨の報告が行われました。
- ②「業務執行経営会議」において関係会社の代表取締役社長及び役付取締役の出席を求め、当社グループの経営情報や業務活動内容の共有化を図りました。

## (7) 監査役の実効的な監査に関する事項

- ①監査役は、取締役会に出席する（関係会社も同様）とともに、「業務執行会議」をはじめとする社内の重要な会議体へ出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けました。
- ②監査役は、代表取締役会長及び代表取締役社長、取締役、会計監査人、監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行うなどの連携を図ったほか、「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」などの会議体に出席し運用体制の把握と進捗管理を行いました。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>99,342</b>	<b>流動負債</b>	<b>18,744</b>
現金及び預金	30,013	支払手形及び買掛金	4,104
受取手形	233	短期借入金	1,640
売掛金	21,723	未払法人税等	3,497
契約資産	850	賞与引当金	1,707
有価証券	23,139	役員賞与引当金	14
商品及び製品	10,491	販売費引当金	137
仕掛品	63	契約負債	2,696
原材料及び貯蔵品	8,433	その他	4,946
その他	4,392	<b>固定負債</b>	<b>17,163</b>
<b>固定資産</b>	<b>138,745</b>	繰延税金負債	16,259
<b>有形固定資産</b>	<b>24,074</b>	役員退職慰労引当金	181
建物及び構築物	8,607	資産除去債務	138
土地	12,611	その他	583
その他	2,856	<b>負債合計</b>	<b>35,907</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,569</b>	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>113,101</b>	<b>株主資本</b>	<b>153,854</b>
投資有価証券	96,631	資本金	24,356
長期貸付金	3	資本剰余金	24,226
退職給付に係る資産	2,460	利益剰余金	118,183
繰延税金資産	524	自己株式	△12,912
長期前払費用	12,480	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>47,531</b>
その他	1,024	その他有価証券評価差額金	45,095
貸倒引当金	△23	退職給付に係る調整累計額	2,435
<b>資産合計</b>	<b>238,087</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>794</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>202,180</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>238,087</b>

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	65,381
売上原価	34,143
売上総利益	31,238
販売費及び一般管理費	32,640
営業損失	1,402
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,586
有価証券評価益	180
その他	325
営業外費用	
支払利息	23
為替差損	60
その他	44
経常利益	127
特別利益	562
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	16,601
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産処分損	35
投資有価証券売却損	1
投資有価証券評価損	619
税金等調整前当期純利益	656
法人税、住民税及び事業税	4,017
法人税等調整額	△542
当期純利益	16,507
非支配株主に帰属する当期純利益	13,032
親会社株主に帰属する当期純利益	110
	12,921

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	24,356	24,226	109,270	△12,911	144,941
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	-	-	△1,472	-	△1,472
会計方針の変更を 反映した当期首残高	24,356	24,226	107,798	△12,911	143,469
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△2,536	-	△2,536
親会社株主に帰属 する当期純利益	-	-	12,921	-	12,921
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	0	-	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	0	10,385	△0	10,385
当 期 末 残 高	24,356	24,226	118,183	△12,912	153,854

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	74,351	22	74,373	638	219,953
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	-	-	-	-	△1,472
会計方針の変更を 反映した当期首残高	74,351	22	74,373	638	218,481
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△2,536
親会社株主に帰属 する当期純利益	-	-	-	-	12,921
自己株式の取得	-	-	-	-	△0
自己株式の処分	-	-	-	-	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△29,255	2,413	△26,842	156	△26,686
当 期 変 動 額 合 計	△29,255	2,413	△26,842	156	△16,300
当 期 末 残 高	45,095	2,435	47,531	794	202,180



## 連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 キッセイ商事株式会社  
キッセイコムテック株式会社  
ハシバテクノス株式会社

②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 KISSEI AMERICA, INC.  
株式会社プロス
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 償却原価法によっております。
- ロ. その他有価証券
  - ・市場価格のない株式等以外のもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
  - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
- ハ. 特定金銭信託 時価法によっております。
- ニ. 棚卸資産 主として総平均法（月別）による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は主として定額法によっております。連結子会社は主として定率法によっております。ただし、連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年



ら製商品の販売等については、顧客に引き渡した時点で当該製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売については、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

医薬品事業における製商品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から販売契約条件に応じた売上割戻等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債は、契約条件や過去の実績に基づき算定しております。

物品販売事業における製商品の販売のうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の額から他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

#### ロ. 技術導出における技術料収入

当グループは、医薬品事業において技術導出契約により知的財産に関するライセンスを許諾することによって生じる契約一時金、マイルストーン、ロイヤルティ等を収益として計上しております。

技術導出契約については、履行義務が一時点で充足される場合にはその時点で収益を認識しております。一方、履行義務が一時点で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、技術導出契約に関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。

#### ハ. 工事契約等

当グループは、情報サービス事業においてシステム開発の請負契約及び保守契約、建設請負事業において建築・土木請負工事契約を締結しております。これらの工事契約等については、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、進捗度の合理的な見積りができない工事契約等については、原価回収基準を適用しております。また、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

#### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、医薬品事業における技術導出契約に基づく契約一時金及びマイルストーン収入について、履行義務が一時点で充足される場合にはその時点で収益を認識しております。一方、履行義務が一時点で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、技術導出契約に関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識する方法に変更しております。また、情報サービス事業及び建設請負事業における工事契約に関して、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、この要件を満たさない工事には工事完成基準を適用してまいりましたが、当連結会計年度の期首より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、進捗度の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しております。ただし、工期のごく短い工事契約その他取引については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほと

んどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、総資産は161百万円減少し、負債は248百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は205百万円減少し、売上原価は204百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ409百万円減少しております。また、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は1,472百万円減少しております。

収益認識基準を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「売上割戻引当金」は、当連結会計年度より返金負債として認識し、「その他」に含めて表示しております。

#### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 重要な会計上の見積り

繰延税金資産 (純額) -百万円  
(繰延税金負債と相殺前の金額は5,199百万円であります。)

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①算出方法

「繰延税金資産に係る回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い、将来減算一時差異のうち、回収可能と判断されたものについて繰延税金資産を計上しております。回収可能性は、取締役会で承認された中期経営計画を基礎とした将来の収益力及びタックス・プランニングに基づく将来課税所得により判断しております。

##### ②主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、医薬品売上高における薬価改定率、マイルストーン収入などの海外収益の計上時期、投資有価証券売却益の計上であります。薬価改定率は、過去の改定実績及び薬務行政の動向を勘案して見積っております。海外収益の計上時期につきましては、権利許諾地域における開発の進捗状況などを勘案して見積っております。投資有価証券売却益につきましては、当連結会計年度末における投資有価証券の含み益の十分性について見積っております。

新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響は翌連結会計年度も一定期間継続するとの見通しを会計上の見積りに反映しておりますが、主要な仮定に与える影響は軽微であると判断しております。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

中期経営計画で予定されている投資有価証券売却益は、課税所得の見積り額に重要な影響を及ぼすため、売却予定銘柄が売却できない場合、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	44,138百万円
(2) 国庫補助金等の交付により取得した建物、土地の取得価額から控除した圧縮記帳額	
建物	798百万円
土地	113百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額	65,381百万円
------------------------	-----------

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式	51,811	-	-	51,811

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式	5,695	0	0	5,695

(注) 自己株式の数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少0千株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,245	27	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	1,291	28	2021年9月30日	2021年12月2日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,291	利益剰余金	28	2022年3月31日	2022年6月24日

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当グループの与信管理に関する規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、有価証券運用規程に則った運用を行い、運用状況について財務管理部長が定期的に取締役会に報告しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照ください。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	113,941	113,941	—
資 産 計	113,941	113,941	—

#### (注1) 有価証券に関する事項

##### 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

##### 1) 売買目的有価証券

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 180 百万円

## 2) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	連結貸借対照表 計 上 額	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式 債券	14,972	79,159	64,186
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	800	807	7
	その他	—	—	—
	その他	4,481	4,861	380
	小 計	20,253	84,828	64,574
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式 債券	1,367	1,260	△106
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	950	942	△7
	その他	—	—	—
	その他	27,151	26,909	△241
	小 計	29,468	29,112	△355
合 計		49,722	113,941	64,218

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	4,939
関 係 会 社 株 式	889

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	30,013	—	—	—
受取手形	233	—	—	—
売掛金	21,723	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	23,140	2,293	1,399	400
合 計	75,111	2,293	1,399	400

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表に計上している金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	80,419	—	—	80,419
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	1,750	—	—	1,750
その他	23,039	—	—	23,039
資産計	105,209	—	—	105,209

(注) 1. 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は8,732百万円であります。

2. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び社債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	医薬品	情報サービス	建設請負	物品販売	合計
売上高					
医薬品事業					
医薬品	45,792	—	—	—	45,792
ヘルスケア食品	3,568	—	—	—	3,568
技術料	518	—	—	—	518
その他	4,268	—	—	—	4,268
情報サービス事業	—	9,562	—	—	9,562
建設請負事業	—	—	4,331	—	4,331
物品販売事業	—	—	—	763	763
顧客との契約から生じる収益	54,147	9,562	4,331	763	68,805
外部顧客への売上高	54,147	7,742	2,948	543	65,381
内部売上高又は振替高	—	1,820	1,383	220	3,424
計	54,147	9,562	4,331	763	68,805

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益認識を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 残存履行義務に配分された取引価格についての情報

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。



当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は2,696百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年以内に1,043百万円、1年超から5年以内に1,067百万円、5年超から10年以内に585百万円の収益を認識することを見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,366円96銭
(2) 1株当たり当期純利益	280円20銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>91,096</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,939</b>
現金及び預金	25,005	買掛金	1,803
特定金銭信託	3,722	短期借入金	1,060
受取手形	4	リース債務	69
売掛金	19,773	未払金	2,571
有価証券	23,139	未払法人税等	3,325
商品及び製品	10,444	契約負債	1,940
仕掛品	9	賞与引当金	1,310
原材料及び貯蔵品	8,437	役員賞与引当金	14
その他	559	販売費引当金	137
		その他	2,706
<b>固定資産</b>	<b>134,137</b>	<b>固定負債</b>	<b>16,619</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>22,955</b>	リース債務	145
建物	8,618	長期未払金	354
構築物	272	繰延税金負債	15,176
機械及び装置	1,174	退職給付引当金	831
車両運搬具	9	資産除去債務	112
工具、器具及び備品	1,017	<b>負債合計</b>	<b>31,559</b>
土地	11,647	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	215	<b>株主資本</b>	<b>148,648</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,513</b>	資本金	24,356
ソフトウェア	1,136	資本剰余金	24,247
その他	376	資本準備金	24,247
<b>投資その他の資産</b>	<b>109,668</b>	その他資本剰余金	0
投資有価証券	95,510	<b>利益剰余金</b>	<b>112,957</b>
関係会社株式	859	利益準備金	940
長期貸付金	1	その他利益剰余金	112,016
長期前払費用	12,477	オープン/バージョン促進税制積立金	830
敷金及び保証金	255	別途積立金	68,100
その他	585	繰越利益剰余金	43,085
貸倒引当金	△20	<b>自己株式</b>	<b>△12,912</b>
		評価・換算差額等	45,025
		その他有価証券評価差額金	45,025
<b>資産合計</b>	<b>225,233</b>	<b>純資産合計</b>	<b>193,674</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>225,233</b>

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		54,147
売上原価		26,582
売上総利益		27,564
販売費及び一般管理費		30,172
営業損失		2,608
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,581	
有価証券評価益	180	
その他	410	2,172
営業外費用		
支払利息	15	
為替差損	60	
その他	102	178
経常損失		613
特別利益		
投資有価証券売却益	16,601	16,601
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産処分損	19	
投資有価証券売却損	1	
投資有価証券評価損	619	640
税引前当期純利益		15,347
法人税、住民税及び事業税	3,680	
法人税等調整額	△588	3,091
当期純利益		12,255

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					ナウマイ(株)の 促進税制積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	24,356	24,247	0	24,247	940	830	68,100	34,850	104,722	△12,911	140,414
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	-	-	-	-	-	-	-	△1,484	△1,484	-	△1,484
会計方針の変更を 反映した当期首残高	24,356	24,247	0	24,247	940	830	68,100	33,366	103,238	△12,911	138,930
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	-	△2,536	△2,536	-	△2,536
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	-	12,255	12,255	-	12,255
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-	-	-	-	0	0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	-	-	-	9,718	9,718	△0	9,718
当 期 末 残 高	24,356	24,247	0	24,247	940	830	68,100	43,085	112,957	△12,912	148,648

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	74,293	74,293	214,708
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	-	-	△1,484
会計方針の変更を 反映した当期首残高	74,293	74,293	213,224
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	△2,536
当 期 純 利 益	-	-	12,255
自己株式の取得	-	-	△0
自己株式の処分	-	-	0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△29,268	△29,268	△29,268
当 期 変 動 額 合 計	△29,268	△29,268	△19,549
当 期 末 残 高	45,025	45,025	193,674

## 個別注記表

## 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券 償却原価法によっております。
- ②子会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ③その他有価証券
  - ・市場価格のない株式等 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
  - 以外のもの
  - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
- ④特定金銭信託 時価法によっております。
- ⑤棚卸資産 主として総平均法（月別）による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）
  - 主として定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
  - 建物 3年～50年
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
  - 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産
  - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。
- ④長期前払費用
  - 均等償却によっております。

## (3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金
  - 金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金
  - 従業員の賞与支給に備えて、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。
- ③役員賞与引当金
  - 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④販売費引当金
  - 事業年度末の卸店在庫に対して将来発生する販売促進に要する諸費用の支出に備えて、当事業年度中の経費実績率により算出した金額を計上しております。

#### ⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類と異なっております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務が充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

##### ①製商品の販売等

当社は、医療用医薬品及びヘルスケア食品等の販売をしております。これら製商品の販売等については、顧客に引き渡した時点で当該製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売については、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

医薬品事業における製商品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から販売契約条件に応じた売上割戻等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債は、契約条件や過去の実績に基づき算定しております。

##### ②技術導出における技術料収入

当社は、医薬品事業において技術導出契約により知的財産に関するライセンスを許諾することによって生じる契約一時金、マイルストーン、ロイヤルティ等を収益として計上しております。

技術導出契約については、履行義務が一時点で充足される場合にはその時点で収益を認識しております。一方、履行義務が一時点で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、技術導出契約に関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

#### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、技術導出契約に基づく契約一時金及びマイルストーン収入について、履行義務が一時点で充足される場合にはその時点で収益を認識しております。一方、履行義務が一時点で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、技術導出契約に関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計

基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ456百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1,484百万円減少しております。

収益認識基準を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「売上割戻引当金」は、当事業年度より返金負債として認識し、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

#### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 重要な会計上の見積り

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 (純額) ー百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額は4,638百万円であります。)

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①算出方法

「繰延税金資産に係る回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い、将来減算一時差異のうち、回収可能と判断されたものについて繰延税金資産を計上しております。回収可能性は、取締役会で承認された中期経営計画を基礎とした将来の収益力及びタックス・プランニングに基づく将来課税所得により判断しております。

##### ②主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、医薬品売上高における薬価改定率、マイルストーン収入などの海外収益の計上時期、投資有価証券売却益の計上であります。薬価改定率は、過去の改定実績及び薬務行政の動向を勘案して見積っております。海外収益の計上時期につきましては、権利許諾地域における開発の進捗状況などを勘案して見積っております。投資有価証券売却益につきましては、当事業年度末における投資有価証券の含み益の十分性について見積っております。

新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響は翌事業年度も一定期間継続するとの見通しを会計上の見積りに反映しておりますが、主要な仮定に与える影響は軽微であると判断しております。

##### ③翌年度の計算書類に与える影響

中期経営計画で予定されている投資有価証券売却益は、課税所得の見積り額に重要な影響を及ぼすため、売却予定銘柄が売却できない場合、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	42,867百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務	
①短期金銭債権	0百万円
②短期金銭債務	859百万円
(3) 国庫補助金等の交付により取得した建物、土地の取得価額から控除した圧縮記帳額	
建物	798百万円
土地	113百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額	54,147百万円
(2) 関係会社との取引高	
①売上高	0百万円
②仕入高	3,251百万円
③営業取引以外の取引高	108百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 の株式数 (千株)
普通株式	5,695	0	0	5,695

(注) 自己株式の数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少0千株は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

前払研究費等	2,517百万円
有価証券評価損	629百万円
棚卸資産	571百万円
退職給付引当金	533百万円
契約負債	406百万円
賞与引当金	399百万円
未払事業税	251百万円
減損損失	148百万円
役員退職慰労金	107百万円
その他	542百万円
繰延税金資産小計	6,108百万円
評価性引当額	△1,470百万円
繰延税金資産合計	4,638百万円



## (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	19,422百万円
その他	392百万円
繰延税金負債合計	19,814百万円
繰延税金負債の純額	15,176百万円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記  
該当事項はありません。
10. 関連当事者との取引に関する注記  
該当事項はありません。
11. 収益認識に関する注記  
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。
12. 1株当たり情報に関する注記
- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 4,199円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 265円75銭   |
13. 重要な後発事象に関する注記  
該当事項はありません。
14. 連結配当規制適用会社に関する注記  
適用はありません。
15. その他の注記  
該当事項はありません。
- (注) 計算書類の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

キッセイ薬品工業株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

松本事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉本 義浩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富田 哲也  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キッセイ薬品工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キッセイ薬品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

キッセイ薬品工業株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

松 本 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 本 義 浩

業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 富 田 哲 也  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キッセイ薬品工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

キッセイ薬品工業株式会社 監査役会  
常勤監査役 伊佐治 正 幸 ㊟  
監査役 米 窪 眞 人 ㊟  
社外監査役 中 川 寛 道 ㊟  
社外監査役 岩 渕 道 男 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図

長野県松本市芳野19番48号 当社本社  
電話 0263 (25) 9081 (代表)



交通： JR篠ノ井線「南松本駅」より徒歩15分  
JR篠ノ井線「松本駅」より車で15分